

岩手県告示第803号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成29年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡山田町山田地内から下閉伊郡岩泉町小本地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年11月1日から平成30年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（道路基準点測量）